

はじめよう！商品先物取引



商品先物取引は少額の資金でその10倍以上もの金額の取引を行うものです。
相場の変動により、短期間で大きな利益を得る可能性もありますが、
反対に投下資金以上の大きな損失を生じることもあります。

CONTENTS

- 商品先物取引って、なに？……………2～3
- 商品先物取引は「証拠金取引」……………4～5
- 商品先物取引のリスク……………6～7
- リスクを踏まえて取引……………8～9
- 商品先物取引の注文は
商品取引員(商品取引会社)に委託……………10～11
- 自己責任に基づいた取引……………12～13
- さあ、取引をはじめよう……………14～15

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル
TEL:03-3664-5731 FAX:03-3664-5733 <http://www.jcfia.gr.jp/>

2005.7

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

日本商品先物振興協会

商品先物取引って、なに？

いつもより早起きした週末、新聞を読んでいたはじめさん(👤)は、「商品先物取引」という言葉が目につくことに気づきました。そこで、ご近所の物知りのまさるさん(👤)に商品先物取引のしくみや実際の取引のしかたを聞いてみることにしました。



金の先物価格

限月	始値	高値	安値	終値
2限月	1453	1458	1452	1458
4限月	1454	1459	1454	1459
6限月	1454	1459	1454	1459
8限月	1457	1460	1455	1460
10限月	1456	1460	1454	1459
12限月	1457	1460	1454	1460

それに、取引に決済期限があるのさ

決済に「期限」？

差金決済

「買付け」または「売付け」時点の先物価格

→

現在時点の先物価格

差額の精算のみ

商品の現物の受渡しをしないで差金決済ができるんだ！

「差金決済」？

商品先物取引の
ここがポイント！

将来の価格を 今、決める商品先物取引

生鮮食品の卸売市場では、その日の食品の価格を決めています。また、株式市場でも、その日の株価を決めています。一方、農産物や工業資源など、商品の先物取引を行っている商品先物市場では、最長で1年先の将来の商品の価格を、需要や供給の見通しなどを織り込んで、現時点で決めています。これが「先物価格」です。

取引に決済期限がある

商品先物取引は、将来の一定時期に受渡しを行うことを約束する取引ですから、取引に決済期限があります。決済期限は商品によって異なりますが、最長の商品で1年です。

「差金決済」ができる取引

商品先物取引では、「買付け(または売付け)時点の先物価格」と「現在時点の先物価格」に基づく差額を精算することで取引を終了させることができます。これを「差金決済(さきんけっさい)」といい、決済方法の主流です。(差金決済をしない場合は、商品の現物の受渡しにより取引を決済します。)差金決済することを「手仕舞い(てじまい)」ともいいます。

もっと詳しく
知りたい人は…

商品先物取引で「リスクヘッジ」

商品の価格は、需給の状況や経済動向などで変動しますので、生産者やメーカー、加工業者、卸売業者、ユーザーなどは、商品価格の変動による経営上のリスクに常にさらされます。しかし、商品先物市場を利用して、現時点で将来の売買価格を確定させることにより、価格変動による経営のリスクを回避することができます。これを「リスクヘッジ」といい、企業の経営の安定に役立っています。

「限月(げんげつ)」ごとに取引

各商品は「限月(げんげつ)」と呼ばれる受渡期限ごとに売買が行われ、価格が決められます。商品には、

- 毎月受渡しを行うもの
- 偶数月ごとに受渡しを行うもの
- 奇数月ごとに受渡しを行うもの

があります。例えば、「6月限(がつぎり)を買う」とか、「9月限を売る」というようにして取引が行われます。

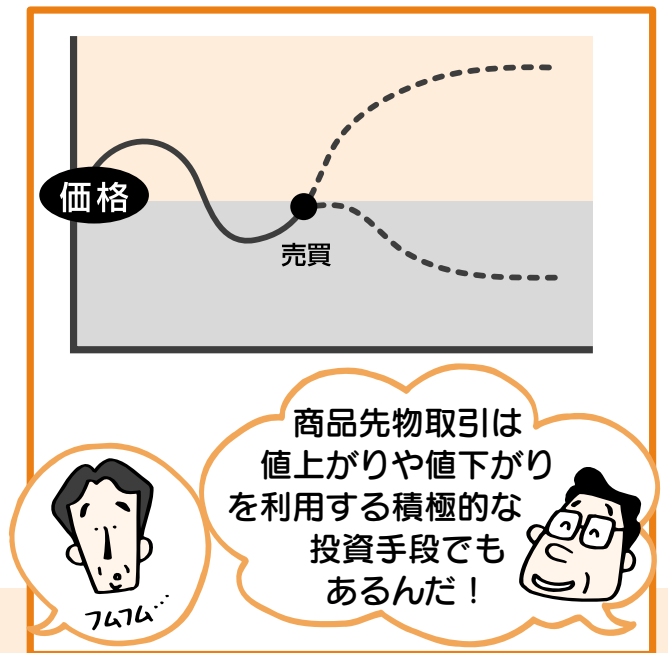
「転売」または「買戻し」で差金決済

例えば「金」の先物の買い契約をした場合、定められた期日(納会日)までに、反対の取引の「転売」注文を出して差金決済するか、あるいは、受渡代金を支払い、金地金(きんじがね)を引き取って取引を終了させます。商品先物取引は、差金決済ができるので、商品の現物を持っていなくても、売り契約から取引を始めることもできます。その場合は、「買戻し」の注文を出して差金決済するか、倉荷証券(※)を引き渡して取引を終えます。

※倉荷証券：倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券。

商品先物取引は「証拠金取引」

商品先物取引は、「将来の価格を、今、決める取引」で、取引に決済期限があり、また、差金決済ができる取引であると聞いて興味がわいてきたはじめさん。そして、商品先物取引には、もう一つ、大きな特徴があります。それは、「証拠金」というものを預けて行う取引であるということです。



商品先物取引の
ここがポイント!

「証拠金」を預託して取引

株式取引では、買付代金または売付代金の全額を受払いますが、商品先物取引では、代金の全額ではなく、その5～10%位の「取引本証拠金」を取引の担保として預託し、売買をします。つまり、預託金(証拠金)の額に比較して約20倍もの大きな金額の取引を実際にはしていることとなりますので、大きな利益が期待できる投資商品でもある反面、大きな損失になることもある取引なのです。

取引銘柄(上場商品)は 30種類以上

商品先物取引は、商品取引所法に基づき農林水産大臣または経済産業大臣の許可を受けた商品取引所が開設する商品先物市場で行われています。日本には、現在7つの商品取引所があり、貴金属、農産物、石油製品など、30種類以上の商品や商品指数が上場されています。

積極的な投資手段

商品先物取引は、「先物価格」の値上がりや値下がりを利用して、「安い時に買い契約をして、高い時に転売して差金決済する」、あるいは、「高い時に売り契約をして、安い時に買い戻して差金決済する」ことで利益を得ようとする、積極的な投資手段でもあります。

もっと詳しく
知りたい人は...

「取引証拠金」について

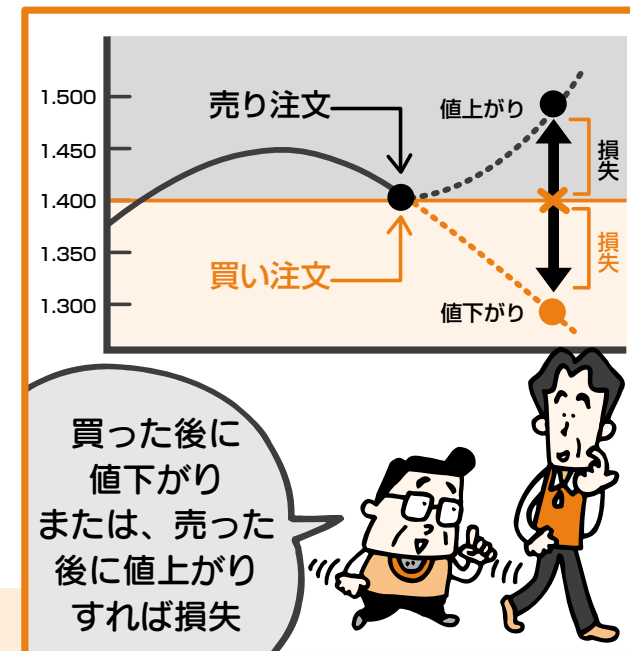
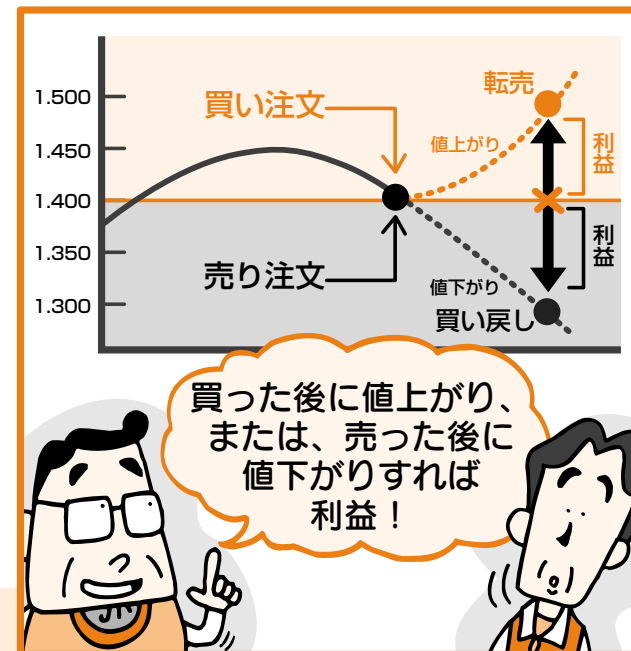
商品先物取引を行うには、「取引証拠金」を預託します。取引証拠金には、「取引本証拠金」、「取引追(おい)証拠金」、「取引定時増(まし)証拠金」、「取引臨時増証拠金」などの種類があります。「取引本証拠金」は、新規の買注文または売注文をするために預託するもので、その額は、商品取引所が定める1枚あたりの「取引本証拠金基準額」以上の額で、各商品取引員が定めます。取引証拠金は、取引を委託する商品取引員(10ページ参照)を通じて「清算機関」に預託され、保管されます。

商品取引所と主な上場商品

東京穀物商品取引所	NON-GMO大豆、大豆ミール、トウモロコシ、小豆、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、粗糖など
東京工業品取引所	金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、ゴム(RSS3号)、ガソリン、灯油、原油、軽油
横浜商品取引所	じゃがいも、野菜、日本生糸
中部商品取引所	ガソリン、灯油、軽油、鶏卵
関西商品取引所	NON - GMO大豆、国際穀物等指数、コーヒー指数、冷凍エビなど
大阪商品取引所	ゴム(RSS3号、TSR20)、天然ゴム指数、ニッケル、アルミニウム
福岡商品取引所	NON-GMO大豆、大豆ミール、トウモロコシ、プロイラーなど

商品先物取引のリスク

商品先物取引は、預貯金や株式取引などとは大きなちがいがあることがわかったはじめさん。
それでは次に、取引による利益や損失の計算のしかたを教えてくださいながら、取引にはリスク
もともなうことをしっかり理解していきましょう。



商品先物取引の
ここがポイント！

利益となる場合の 計算例

「金」を1,400円の時に買い、その後、100円上がった1,500円の時に転売して決済したとします。金の場合、価格は1g当たりで表示されますが、取引単位はその1,000倍の1kgと決められていますので、100円の値上がりで10万円の売買差益が生じます。また、1,400円の時に売り、その後、100円下がった1,300円の時に買い戻して決済した場合にも、やはり、10万円の売買差益となります。

損失となる場合の 計算例

「金」を1,400円の時に買い、その後、100円下がった1,300円の時に転売して決済したとします。そうすると、前の例とは反対に、100円の値下がりで10万円の売買差損が生じます。また、1,400円の時に売り、その後、100円上がった1,500円の時に買い戻して決済した場合にも、やはり、10万円の売買差損となります。

証拠金以上の損失に なることも

商品先物取引の損益は、前の例で説明したように、「買付け(または売付け)時点の総取引金額」と「現時点の総取引金額」の差額となりますので、相場の値動きの状況に応じて適切な対処をしないと、取引の担保として預託した証拠金以上の損失になることもあるのです。

もっと詳しく
知りたい人は…

取引単位と「総取引金額」

商品取引所の上場商品の取引単位は「枚」と呼びます。1枚当たりの重量や容量等は商品ごとに異なります。「金」の場合、取引単位は1kgですが、取引所では1g当たりの価格が表示されますので、例えば1,400円の時に1枚取引した場合、実際にはその1,000倍の140万円の取引をしたこととなります。この金額を「総取引金額」といいます。

$$\text{表示価格} \times \text{倍率} \times \text{枚数} = \text{総取引金額}$$

損益計算のしかたと「追証(おいしょう)」

売買契約が成立した時の値段を「約定値段(やくじょうねだん)」といいます。先物価格は常に変動しますので、取引期間中は、損益も常に変動します。

- 「買い」から始めた場合の損益
〔現在の先物価格－買った時の約定値段〕×倍率
- 「売り」から始めた場合の損益
〔売った時の約定値段－現在の先物価格〕×倍率

取引中の計算上の損益を「値洗益(ねあらいえき)」または「値洗損(ねあらいそん)」といいます。損益は、取引を決済した時に確定します。(実際の取引では、別途、商品取引員への委託手数料や、手数料に係る消費税が必要となります。)もし、「値洗損」が、商品取引所が定める「取引本証拠金基準額」の2分の1を超えた場合において、決済しないで取引を続ける場合は「取引追証拠金(追証)」を預託することになります。

リスクを踏まえて取引

投資にはリスクがあります。特に商品先物取引は、まさるさんが説明したように、証拠金以上の大きな損失になってしまうこともある取引ですので、リスクを十分に踏まえて取引をすることが必要です。取引をする際には、どのような点に注意しなければいけないか、見ていきましょう。



商品先物取引の
ここがポイント!

余裕資金で取引を すること

商品先物取引は、短期間で大きな利益を得ることが可能である反面、値動きの予測が外れば、当初の投資額を上回る大きな損失となる可能性（リスク）があります。ですから、取引は生活資金ではなく、余裕資金で行うべきです。また、余裕資金であっても、取引の初めからそのすべてを使うのではなく、資金を追加する場合に備えてとっておくことが大切です。

情報を検討する 時間的余裕が大切

商品先物取引は、1日のうちでも価格が大きく変動することがあり、その結果、預託した証拠金に比べて大きな損益が発生することがあります。ですから、噂や未確認情報によって取引するのではなく、情報の事実確認をするなど、情報についての検討をする時間的余裕を持つことが大切です。そして、ご自身が納得した上で、「売り」「買い」の判断をしてください。

取引方針を 決めておくこと

相場はいつも自分の思惑どおりに動いてくれるわけではありませんし、わずかな値動きでも損益に大きく影響します。したがって、取引を始める前から、自分なりの取引方針（投資限度額、利益目標、損失限度額など）を決め、資金の余裕を常に心掛けておくことが重要です。価格がいくらになったら決済するよう、あらかじめ商品取引員に指示しておく方法もあります。

もっと詳しく
知りたい人は…

相場変動に備えた資金のゆとり

7ページで説明しましたように、相場の動きによっては、ご自身の判断で「取引追証拠金」(追証)を預託する場合がありますし、また、相場の変動が大きい場合などには、取引所の規定に基づき、「取引臨時増証拠金」の預託を求められることもあります。ですから、資金に余裕をもって取引を行えるよう、取引の当初は、余裕資金の3分の1ぐらいまでの範囲の資金で取引を行うことが大切です。

値幅制限

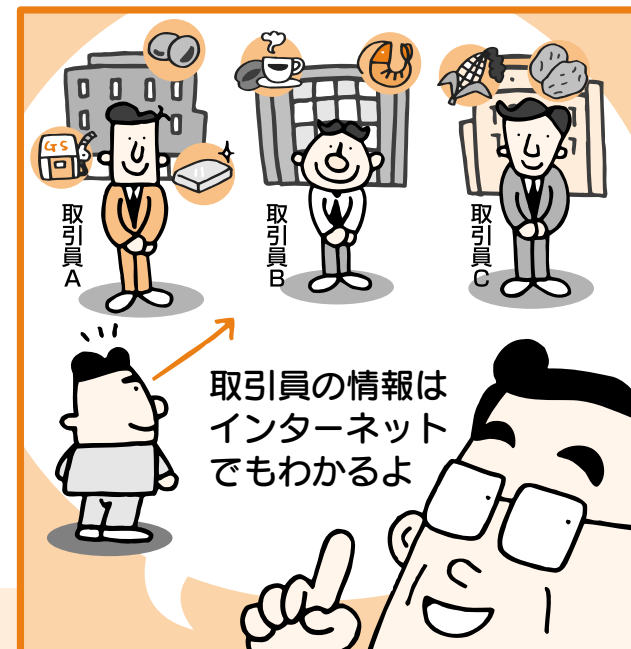
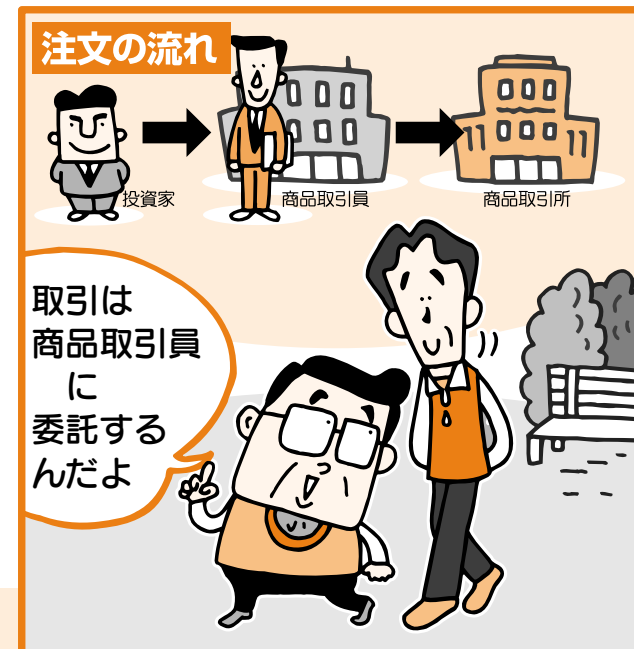
商品取引所では、価格が急激に変動して市場が混乱することを防ぐため、商品ごとに1日の最大の価格変動幅を決めています。「金」では、価格が1,100円以上1,600円未満の場合、1日の制限値幅は40円です。金の倍率は1,000倍ですので、価格が40円動くと1枚で4万円の損益が発生します。ですから、もし、取引本証拠金として6万円を預託していたとすると、早ければ2日間で投資額以上の損失が生じる場合があることになります。

制限値幅の上限に達した状態を「ストップ高」といい、出した買注文が成立しない場合があります。逆に、制限値幅の下限に達した状態を「ストップ安」といい、出した売注文が成立しない場合があります。資金に余裕をもって取引をしていれば、ストップ時の急激な価格変動にも冷静に対応できるのです。

(注:制限値幅や証拠金額は、東京工業品取引所の平成17年5月現在の規定を参考にしたものです。)

商品先物取引の注文は商品取引員(商品取引会社)に委託

商品先物取引のしくみやリスクについて少しずつわかってきました。けど、はじめさんは肝心なことがまだわかりません。それは、取引を始めるにはどうしたらよいのか、ということです。



商品先物取引の
ここがポイント！

まず、取引を委託する 商品取引員を選ぶ

商品取引所の上場商品を取引する際は、商品取引所法に基づいて主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣)から「取引の受託業務」の許可を受けた会社である「商品取引員」に取引を委託します。ですから、まず、取引を委託する商品取引員を選んでください。

外務員を活用した取引(対面取引) とオンライン取引

取引について「ルールがわからない」とか「アドバイスがほしい」という方は、商品取引員の外務員(営業活動の資格者)を活用できます。取引経験があって「ルールはわかっている」、「アドバイスはいらない」という方には、パソコンや携帯電話でのオンライン取引もあります。利用できる情報や手数料もさまざまです。自分に合った取引形態を選んでください。

わからないことは何度でも聞こう ー納得してから取引ー

取引を開始する前には、必ず、「受託契約準則」と「商品先物取引 委託のガイド」を受け取ります。外務員から取引のしくみなどの説明を受け、よく理解することが必要です。わからないことがあれば、何度でも聞いて、十分に理解してから取引を開始してください。また、商品先物取引をしていることを秘密にしないで、わからないことは、友人・知人にも聞いてみましょう。

もっと詳しく
知りたい人は…

商品取引員の情報はどこで？

各商品取引員の取り扱い商品、本支店の場所、オンライン取引をやっているかどうかなどは、日本商品先物振興協会のホームページ(<http://www.jcfia.gr.jp/>)で調べることができます。協会のホームページから、各商品取引員のホームページに行くこともできます。協会では、商品取引員の本支店の所在地や電話番号などがわかる「商品取引員名簿」も発行していますので、インターネットやはがきなどでご請求ください。

また、商品取引員は、自社の財務状況や取引数量などを公開しています。それらのディスクロージャー情報は、各社の店頭や、商品取引所法に基づく自主規制機関の日本商品先物取引協会のホームページ(<http://www.nisshokyo.or.jp/>)で見ることができます。

「受託契約準則」と「委託のガイド」

「受託契約準則」は、お客様(委託者)と商品取引員との間の受・委託の契約の基本となる約款です。各商品取引所が定め、主務大臣が認可します。「委託のガイド」は、商品先物取引のしくみやリスク、取引の手順などについて解説した冊子で、取引を始める前に商品取引員からお客様に交付し、理解できるように説明することが法律で義務づけられています。取引を始める前には、このほか、取引本証拠金額一覧、委託手数料の額とその徴収時期を記載した書類が交付されます。これらの書類はパソコン上で交付を受けることもできます。

自己責任に基づいた取引

「委託のガイド」をよく読み、外務員から説明を聞いて、取引のしくみなどを十分に理解することが必要だとわかったはじめさん。それでは次に、取引をするうえでの大事なポイントをまさるさんに教えてもらいましょう。



商品先物取引の
ここがポイント!

売買の判断は自己責任で

投資というものには損益が伴いますから、「売るか、買うのか」、「取引を決済するか、続けるのか」などの売買の判断は、必ず自分自身で行う必要があります。自分の大切なお金を運用するのですから、他人任せは厳禁です。外務員からのアドバイスや情報は、参考と心得てください。

商品の値動きの要因

株価は、主に景気動向や各企業の業績によって変動しますが、商品先物取引では、貴金属や石油製品、農産物など、いろいろな商品が取引されていますから、価格変動の要因は、為替、世界経済の動向、諸外国の政治情勢や地域紛争、天候などさまざまです。それらが、商品の需要と供給に影響を与え、商品の価格を左右するのです。

情報が大切

商品先物取引の価格は、時々刻々と変動します。取引所の価格情報はもちろん、商品取引員から提供される情報のほかにも、新聞やテレビ、インターネットなどを通じて、値動きの要因につながるさまざまな最新情報やニュースに常に注目しておきましょう。

もっと詳しく
知りたい人は...

「約諾書」の意味

取引のしくみなどがよく理解できたら、取引を委託する旨の「約諾書」に署名・捺印します。「約諾書」は、あなたが商品取引員に取引を委託する意思を表明する書面です。「約諾書」を差し入れても取引をすることは義務ではありません。自分の意思をしっかりと決めてから署名・捺印してください。取引商品・取引数量を決めたら、必要な証拠金を預託して、取引の注文を出します。

取引に関する通知は必ずチェック

取引が始まると、「売買報告書及び売買計算書」や「残高照合通知書」などにより、商品取引員から取引状況が通知されますので、必ず内容を確認し、回答などの手続きが必要であればきちんとその手続きを行ってください。また、それらの通知は取引終了まで大切に保存してください。

価格情報は取引所のホームページなどで

商品の価格情報は取引を委託している商品取引員や下記の取引所ホームページで入手できます。

- ・東京穀物商品取引所 (<http://www.tge.or.jp/>)
- ・東京工業品取引所 (<http://www.tocom.or.jp/>)
- ・横浜商品取引所 (<http://www.y-com.or.jp/>)
- ・中部商品取引所 (<http://www.c-com.or.jp/>)
- ・関西商品取引所 (<http://www.kanex.or.jp/>)
- ・大阪商品取引所 (<http://www.osamex.com/>)
- ・福岡商品取引所 (<http://www.ffe.or.jp/>)

さあ、取引をはじめよう

商品先物取引の基礎知識や取引上の注意点など、いろいろなことを教えてもらったはじめさん。どうやら商品先物取引を始めてみる気になったようです。勉強の方法や、困ったときの相談窓口についてもアドバイスをもらいました。皆さんも積極的な資金運用の選択肢として商品先物取引を検討してみてもいいかもしれません。



商品先物取引の
ここがポイント!

投資セミナーや書籍で 商品先物取引の知識を深める

商品先物取引を楽しむには、自分で知識を深めることが大事です。商品取引員が主催している投資セミナーに参加してみるのもいいでしょう。また、入門書から専門的な内容のものまでさまざまな書籍も出ています。もちろん、インターネットでも情報サイトは増えています。

利益は20%課税、 損失は繰越控除

平成15年1月以降の商品先物取引の差金等決済による所得は税率20%(所得税15%、住民税5%)の申告分離課税です。また損失は翌年以降3年間の繰越控除ができます。さらに、平成16年1月以降は有価証券先物取引等(日経225先物やTOPIX指数先物など)、平成17年7月以降は金融先物取引(※)との損益通算ができます。

商品先物取引に関する 疑問や相談は

商品先物取引に関する疑問点や取引に関する相談・苦情は、
・取引を委託している商品取引員の顧客相談窓口(管理部など)
・日本商品先物取引協会(日商協)の相談センターにご相談ください。

もっと詳しく
知りたい人は...

商品先物取引に役立つサイト

- ・(社)全国商品取引所連合会
<http://www.jfce.or.jp/>
- ・(社)東京穀物市況調査会
<http://www.tmr.or.jp/>
- ・各商品取引員のホームページ
(日本商品先物振興協会のホームページ
<http://www.jcfia.gr.jp/>から各商品取引員のホームページに行くことができます)

商品先物取引に関する 税金については

商品先物取引に関する税金について詳しくお知りになりたい方は、日本商品先物振興協会のホームページをご覧ください。(http://www.jcfia.gr.jp/)

※金融先物取引所で行われる金融先物取引に限ります。

日商協・相談センター

日本商品先物取引協会(日商協)は、商品取引所法に基づく自主規制機関です。

相談時間は、平日の9:00~12:00、13:00~17:00です。
[本部住所]〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 日商協ビル

- [TEL] ・本 部 03-3664-6243
・北海道支部 011-222-2686
・中部支部 052-961-4057
・関西支部 06-6543-8502
・西日本支部 092-483-2570